

## 「生物多様性ひょうご戦略」行動計画の評価と課題及び新たな行動計画について

行動計画・項目	内容	取組状況	評価	課題	新たな行動計画	関連する愛知目標
1 すべての事業で生物多様性の視点をもつことができる仕組みの確立						
(1) 生物多様性配慮指針の作成	自然改変を伴う事業の実施や事業地の維持管理を行う際に、生物多様性の保全のためにはどのような視点を持ち、どのような点に配慮していくことが必要なのかがわかる手引書として、生物多様性配慮指針を作成	・生物多様性配慮指針を作成(目標年次 H22)し、関係機関に周知 (河川、道路、港湾、海岸(H21)、森林、農用地、ため池等(H22)) ・取組事例の集約・公表を実施	公共工事やNPO等の自然再生活動において生物多様性の視点を持つことが出来る仕組みの基盤が確立された	生物の生息・生育状況は、環境の変化によって刻々と変化している。このため、既存のデータも一定期間によって見直しが必要である	(1) 既存データの更新 レッドデータブック、ブラックリスト(要注外来生物リスト)生物多様性配慮指針の事例集を追加、修正等現状に即したデータにする	1 2
(2) 新たなレッドデータブックの作成	平成7年3月に全国に先駆けて策定し、平成15年に改訂した兵庫県版レッドデータブックを、地域の特色ある生物や生態系等を含む新たなレッドデータブックとして作成	・レッドデータブックをH21~28にかけて順次改訂(植物、植物群落(H21)、地形、地質、自然景観、生態系(H22)、昆虫類(H23)) ・既存リストの追加・変更等を実施	希少種の保全とあわせて重要な生態系(ホットスポット)の抽出を行い、生物多様性の保全につなげた			1 2
(3) 外来生物対策の推進	アライグマ、ヌートリアやブラックバスなど、生態系に悪影響を及ぼす外来生物をリスト化した冊子に基づき、対応の周知徹底を図る	・ブラックリストの作成(目標年次 H25、H21に作成)、毎年追加・変更・削除を実施 ・外来生物防除マニュアルの改訂	県内の外来生物の生息・生育状況等を整理、リスト化して駆除等の必要性を啓発できた。また、公共工事の植栽時に配慮されるようになった			9
(4) 生物多様性アドバイザーの設置	公共事業を実施する行政機関をはじめ、企業やNPO、市民グループ等に対して、多様な生物の生息・生育環境を保全する観点から、現地の状況に応じた生物多様性への配慮の方法等を具体的に助言、指導する「生物多様性アドバイザー」を設置	・生物多様性アドバイザーとして、人と自然の博物館の研究員を登録(H25:100人目標、H23:9人) ・県委員会委員等学識者へアドバイザーの登録依頼を実施	生物多様性アドバイザー制度を創設し、生物多様性への配慮の方法等を具体的に助言、指導できる基盤ができた	制度の有効な活用に向け、仕組み作りが必要である	(2) 制度の周知 生物多様性アドバイザー制度を広く活用されるようにし、あらゆる事業で生物多様性に配慮することができる仕組みを確立する	
2 参画と協働による生物多様性活動の推進						
(1) NPO等の活動支援	NPO等の活動を一層促進するため、活動の意義や活動内容を発表する機会、専門家やNPO相互の交流の場の提供し、ネットワーク化を図る	・シンポジウム、研修・交流会の開催(H22:2回、H23:2回)	団体間の交流、情報交換や活動報告の場を提供し、活動の促進を図るとともにネットワークが広がった	地域住民、県民や企業等がNPO等の活動に進んで参画できるような仕組みづくりが必要である	(1) NPO等への支援 NPO等の活動を一層促進するため、地域住民、県民や企業等からの円滑な支援を受けることができる機会をさらに設ける	
(2) 生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発	生物多様性に関する活動情報の発信やPR性の高いシンボルプロジェクトの選定、グリーンツーリズム・エコツーリズムの展開による機会の提供、環境学習を通じた生物多様性に関する理解の促進など、様々なツールで県民等への普及啓発を図る	・ホームページ「ひょうごの生物多様性ひろば」の開設 ・生物多様性保全プロジェクトの選定(H25:50目標、H24:55) ・企業等からの資金支援の受け入れ窓口として、生物多様性ひょうご基金の設置(H23~) ・グリーンツーリズムバス・エコツーリズムバスの実施 ・環境体験事業や「ひょうごグリーンスクール」の実施 ・出前講座の開催及び環境学習サポーター登録・紹介制度の実施 ・自然保護指導員を対象にした自然観察研修会などの実施	NPOや企業等の生物多様性に関する活動情報の発信、生物多様性保全プロジェクトの選定や環境学習などさまざまな場を通じて、生物多様性の活動を県民等へ普及啓発できた	NPOの活動が持続的に安定した活動となるには、活動資金、会員、活動場所などに課題がある また、より一層生物多様性の重要性に関して普及啓発を図るには、次代を担う子どもたちへの環境学習が必要である	(2) 県民等への啓発 生物多様性に関する理解を進めるには、次代を担う子どもたちへの環境学習が必要である。このため、教育機関との連携を図る	1
(3) 企業のCSR活動等への支援	生物多様性に関するCSR活動を計画する企業や土地提供者・活動指導者となるNPO等の情報を集約・提供し、両者を結ぶコーディネートを実施	・企業を対象としたフォーラム等での講演・説明及び相談対応の実施	企業の申し出等があった場合に、活動の提案や協働ができた	生物多様性に着目した活動を行う企業は少数なため、PRの必要がある また、生物多様性に関わる業種以外の企業の活動への働きかけの必要がある	(3) 企業活動促進のためのPRの推進 生物多様性に関わる業種以外の企業の活動を活性化するために、生物多様性への理解の促進を図る啓発を実施する	

行動計画・項目	内容	取組状況	評価	課題	新たな行動計画	関連する愛知目標
<b>3 人の営みと生物多様性の調和の推進</b>						
(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の振興	農薬や肥料の適正使用など環境創造型農業の推進や、集落ぐるみの営農活動の支援、広葉樹林や複層林の育成、県産木材の利用促進、魚礁の設置や藻場の造成等のほか、都市住民による農村ボランティア活動等への支援を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみで農村環境保全活動の実施 (H23:2,135 集落)</li> <li>里山林の再生 (H27:16,000ha 目標、H23:15,138ha)</li> <li>藻場等の造成 (H27:2,050ha 目標、H23:2,018ha)</li> <li>農村ボランティアの参加促進</li> <li>森林ボランティアの参加促進(H23:10,372人)</li> </ul>	各産業において、生物多様性を保全できる良好な生産環境を維持した生物多様性に配慮した農林水産業の取組が浸透してきた	安全、安心な産物の供給や企業活動と生物多様性の調和の実現のため、さらに官民一体となった連携が必要である	(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の振興 生物多様性の持続可能な利用は、生物多様性を保全できる良好な生産環境を維持した産業振興を図る必要がある。産業振興と生物多様性の双方のバランスを考えた事業の推進を官民一体となって取り組む	4、6、7
(2) 野生動物の保護管理の推進	市町との連携のもと、森林動物研究センターの研究成果を活かした人と野生動物の共生の促進	・「特定鳥獣保護管理計画」による適正管理の実施	森林動物研究センターを中心に「個体数管理・被害管理・生息地管理」を総合的・計画的に進めた	野生動物による農林業被害対策において先進的な取組を県では進めているが、生態系への被害が大きな課題となっている	(2) 野生動物の保護管理の推進 野生動物の個体数の増加によって、農林業の被害に加え、生態系への被害は大きな課題である。科学的で計画的な野生動物の保護管理をより一層促進する	
(3) 遺伝子資源の適正利用の推進	有用植物等の遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存し、試験研究を推進するとともに、遺伝子組み換え生物の生物多様性への影響評価情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>但馬牛の遺伝的多様性の維持</li> <li>絶滅危惧植物の栽培や種子の保存を行うゾーンバンク事業の実施</li> </ul>	農林水産分野における効率的・効果的な生産基盤を支えるものとして、遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存し、試験研究を推進した	遺伝子資源の適正利用について、特に問題も生じていない。現行の取組を継続する	(現行の取組を継続)	13
(4) 防災機能と生物多様性との調和の推進	森林や河川等における防災事業と生物多様性が調和する技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い森づくり(第1期)の実施 (H23:15,700ha 目標、H23:16,433ha)</li> <li>六甲山系グリーンベルト整備事業及び六甲山麓フェニックスの森づくりの推進</li> </ul>	森林や水田等で防災のための事業やNPO等の活動が生物多様性と調和したものとなるような技術開発を進めた	防災機能と生物多様性との調和を図った取組が浸透してきており、現行の取組を継続する	(現行の取組を継続)	
<b>4 行動を支える基盤整備</b>						
(1) 生物多様性支援拠点の整備	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の収集・整理・活用をする支援拠点を整備し、NPO等の活動をサポート	・人と自然の博物館を支援拠点とし、情報収集・提供、生物多様性アドバイザーの運用	生物多様性に配慮する施策やNPO等の活動をサポートする機能を持つ「人と自然の博物館」を生物多様性支援拠点として位置づけた	さらなる生物多様性の浸透を図るため、有効かつ実行性のある基盤づくりを進める必要がある	(1) 基盤の充実 行動計画を支える基盤づくりは、生物多様性支援拠点を中心として、整備が整ったが、有効かつ実行性のあるものにする必要がある。さまざまな生物多様性にかかる情報発信を通じ、生物多様性の浸透を図る	19
(2) 生物多様性保全のための予防的措置の充実	絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存、生物多様性重点対策種の指定、環境影響評価の推進などによる予防的措置の充実	・人と自然の博物館のゾーンバンク機能の継続、 ・天然記念物の指定(H23 黒川及びび川西のイトビガ群落)	人と自然の博物館(生物多様性支援拠点)のゾーンバンクの取組、種子の保存、栽培(増殖等)	環境の保全と創造に関する条例を活用した生物多様性重点対策種の指定を進める必要がある	(2) 生物多様性保全のための予防的措置の充実 生物多様性の保全のため、絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存、生物多様性重点対策種の指定、環境影響評価の推進を継続する	12
(3) 重要地域保全のための国際的な仕組みの活用	生物圏保存地域の指定や世界ジオパークの登録支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>山陰海岸ジオパークの認定(H22.10)</li> <li>円山川下流域・周辺水田のラムサール条約湿地登録(H24.7)</li> </ul>	登録・認定により、大きな成果を得た	地域の保全の取り組みを支援する必要がある	(3) 重要地域保全のための国際的な仕組みの活用 GIAH(世界農業遺産)や人間と生物圏計画(NAB)に基づくユネスコエコパーク(MB)指定制度の活用検討の継続	